

令和4年3月遠野市議会定例会会議録（第5号）

令和4年3月4日（金曜日）

採決)

3 散 会

議事日程 第5号

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和3年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第2 議案第2号 令和3年度遠野市一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第3 議案第3号 遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第4号 遠野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第5号 遠野市産業振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第6号 令和3年度遠野市一般会計補正予算（第9号）
- 第7 議案第7号 令和3年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和3年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 策9 議案第9号 令和3年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第10号 令和3年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第11号 令和3年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第12号 令和3年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（18名）

- | | | | | |
|----|---|-----|-------|-----|
| 1 | 番 | 小 松 | 正 真 | 君 |
| 2 | 番 | 佐々木 | 恵美子 | 君 |
| 3 | 番 | 菊 池 | 浩 士 | 君 |
| 4 | 番 | 佐々木 | 敦 緒 | 君 |
| 5 | 番 | 佐々木 | 僚 平 | 君 |
| 6 | 番 | 小 林 | 立 栄 | 君 |
| 7 | 番 | 菊 池 | 美 也 | 君 |
| 8 | 番 | 萩 野 | 幸 弘 | 君 |
| 9 | 番 | 瀧 本 | 孝 一 | 君 |
| 10 | 番 | 多 田 | | 勉 君 |
| 11 | 番 | 菊 池 | 由 紀 夫 | 君 |
| 12 | 番 | 菊 池 | 巳 喜 男 | 君 |
| 13 | 番 | 照 井 | 文 雄 | 君 |
| 14 | 番 | 荒 川 | 栄 悦 | 君 |
| 15 | 番 | 安 部 | 重 幸 | 君 |
| 16 | 番 | 新 田 | 勝 見 | 君 |
| 17 | 番 | 佐々木 | 大 三 郎 | 君 |
| 18 | 番 | 浅 沼 | 幸 雄 | 君 |

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- | | | | |
|---------|-----|-----|---|
| 事 務 局 長 | 朝 倉 | 宏 孝 | 君 |
| 次 長 | 千 葉 | 芳 治 | 君 |
| 主 査 | 多 田 | 倫 久 | 君 |

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 議案第1号 令和3年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてから、
日程第12 議案第12号 令和3年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号）まで。
（予算等審査特別委員長報告、質疑、討論、

説明のため出席した者

- | | | | |
|--|-----|-----|-----|
| 市 長 | 多 田 | 一 彦 | 君 |
| 副 市 長 | 鈴 木 | 惣 喜 | 君 |
| 総務企画部長 兼新型コロナウイルス対策室長 | 鈴 木 | 英 呂 | 君 |
| 健康福祉部長兼健康福祉の里所長 兼地域包括支援センター所長 | 菊 池 | | 寿 君 |
| 健康福祉部医療連携特命部長 兼総務企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 | 佐々木 | 一 富 | 君 |
| 子育て応援部長 兼総合食育課長 | 磯 谷 | 洋 子 | 君 |

| | |
|--------------------------------|--------|
| 産業部長 | 阿部順郎君 |
| 環境整備部長 兼まちづくり推進課長 | 奥寺国博君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 鈴木純子君 |
| 消防本部消防長 | 三松丈宏君 |
| 市民センター所長 | 新田順子君 |
| 市民センター多文化共生 ・本の森特命部長 | 石田久男君 |
| 教育長 | 菊池広親君 |
| 教育委員会事務局教育部長 兼学校教育課学校総務担当課長 | 伊藤貴行君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 菅沼隆子君 |
| 代表監査委員 | 佐々木資光君 |
| 農業委員会会長 | 千葉勝義君 |

午前10時00分 開議

○議長（浅沼幸雄君） おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（浅沼幸雄君） 日程に入るに先立ち、
諸般の報告をいたします。
予算等審査特別委員長から委員会審査報告書の
提出がありましたので、その写しをお手元に
配付しておきましたから御了承願います。
以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第1号令和3年度遠野市
一般会計補正予算（第7号）の専決処
分に関し承認を求めることについてか
ら、

日程第12 令和3年度遠野市下水道事業
会計補正予算（第2号）まで。

○議長（浅沼幸雄君） これより本日の議事日
程に入ります。

日程第1、議案第1号令和3年度遠野市一般
会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認
を求めることについてから日程第12、議案第12
号令和3年度遠野市下水道事業会計補正予算
（第2号）までの12件を一括議題といたします。
各案件に関し、委員長の報告を求めます。予
算等審査特別委員長、菊池巳喜男君。

〔予算等審査特別委員長菊池巳喜男君登

壇〕

○予算等審査特別委員長（菊池巳喜男君） 改
めまして、おはようございます。

それでは、予算等審査特別委員会から報告を
いたします。

去る2月22日に開会いたしました令和4年3
月遠野市議会定例会において、予算等審査特別
委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員
長に菊池浩士委員が選出されました。

本委員会に付託された案件は、議案第1号か
ら議案第28号までの28件でございます。

このうち3月3日に審査した議案第1号から
議案第12号までの12件について、その審査の経
過と結果について御報告をいたします。

審査の中で、議案第1号令和3年度遠野市一
般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承
認を求めることについては、自治事務か法定
受託事務かについて、現金一括給付にした理由
についてなど。

議案第3号遠野市民センター条例の一部を
改正する条例の制定については、中斉ふれあ
いセンター廃止の経緯について、県営事業での
建設目的について、中斉ふれあいセンター廃止
の地元の合意及び廃止後の利活用について、中
斉ふれあいセンター及び改善センターの築年数
について、今、条例を廃止しなければならない
理由についてなど。

議案第5号遠野市産業振興条例の一部を改
正する条例の制定については、条例改正によ
る市内経済への影響について、条例改正に係
る市民への周知について、今後の市のSDGsに
関する条例改正についてなど。

議案第6号令和6年度遠野市一般会計補正
予算（第9号）では、歳入、13款使用料及び手
数料では、衛生手数料減額の内容についてなど、
15款県支出金では、地籍調査事業費負担金の減
の要因について、国土調査の進捗率についてな
ど、20款諸収入の雑入では、遠野ふれあい交流
センターの指定管理負担金廃止の理由、経営状
況及び負担金返還の見通しについてなど。

歳出、2款総務費では、高濃度PCB廃棄

物の処理量及び保管していた理由について、家屋全棟調査等事前調査業務委託料の内容及び調査後の課税への対応についてなど。

3 款民生費では、遠野北小学校エリア整備の経過、今後の計画についてなど。

4 款衛生費では、遠野市医療施設開設資金等支援事業補助の経過、内容について、市内の医療機関の状況について、健やか子育て保健事業費の減の内容についてなど。

6 款農林水産業費では、松くい虫対策事業費の減の理由について、森林総合センター多目的ホール照明器具取替え工事の内容について、市有林造林事業費の減の理由についてなど。

7 款商工費では、遠野まちなか再生事業費の増の内容について、観光施設指定管理料の算定方法について、遠野ワーケーションプラン実証事業業務委託料の減の理由についてなど。

8 款土木費では、除雪費用の財源及び除雪業者数について、宮守銀河市営住宅整備及び穀町市営住宅整備の進捗状況についてなど。

10 款教育費では、小学校屋内運動場長寿命化改修工事の内容及び工事中の小学校体育館への対応について、先導的共生社会ホストタウン推進事業に係る今後の取組についてなど。

議案第10号令和3年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）では、F T T H 化工事に係る苦情についてなど、活発な質疑が交わされました。

審査の結果、議案第3号は賛成少数で否決され、議案第1号及び議案第2号、議案第4号から議案第12号までの11件は、全員の賛成をもって、原案のとおり可決されました。

本委員会は、議長を除く委員全員で構成されていますので、審査の詳細につきましては省略させていただきます。

以上をもちまして、予算等審査特別委員会の報告といたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入りますが、質疑に入る前に、ただいまの委員長の報告の中で、議案第6号に関して、「令和6年度」一般会計補正予算と申し上げたようございま

すが、「令和3年度」に訂正したいと思いますが、よろしいでしょうか。報告者。

○予算等審査特別委員長（菊池巳喜男君） はい。

○議長（浅沼幸雄君） それでは、その「令和6年度」のところを「令和3年度」に訂正することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認め、そのように訂正させていただきます。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、分離して、討論いたします。

本案の委員長報告は、否決であります。したがって、本討論は、委員長報告に対する討論といたします。

委員長報告への反対討論、すなわち原案についての賛成討論ありませんか。9番瀧本孝一君。

〔9番瀧本孝一君登壇〕

○9番（瀧本孝一君） 賛否が分かれる事態は非常に残念ではありますが、私は、議案第3号遠野市民センター条例の中で、研修施設と位置づけられている遠野市中斉ふれあいセンターを、条例上、廃止し、市の普通財産に移行することに賛成の立場から討論をさせていただきます。

私も地元の会議に出席をさせていただき、出席者の意見の動向を伺ってまいりました。

まず、地元以外の皆様にしっかりと御認識をさせていただきたいと思うのは、一つ目には、4回ほど地域と担当課や消防、宮守総合支所との協議を重ねてきた経緯があります。その上で、最初は確かに反対論もありましたが、最終的には、しっかりと地域の意識形成が図られ、地元では維持管理ができないから、現状のまま使用させてほしいという結論に至ったと認識をしています。

二つ目には、この施設は、当分の間、現在のまま使用することができ、これまでと何ら変わらないと思われ、条例上、目的を持った行政財産から、制約を受けない普通財産に変わり、ある意味、利用形態が自由になり、これまでの利用状況から住民への影響はほとんどないと思われ、むしろ、厳しい財政上の中で、地元自治会等の維持管理費の負担はなくなります。

それに加え、当議会は、以前から示されていた遠野市公共施設等総合管理計画や個別計画を承認していたと私は思っています。

確かに、ある物が廃止され、なくなるという状況は、関係する住民にとっては大きな問題ですが、この中斉ふれあいセンターは、条例上、普通財産に移行されますが、まだまだ現状のまま存在し、使用できます。新市長が施政方針演述の中で、公共施設等の維持管理費を見直し、健全財政を図っていくとすることの中で、人口減少や超高齢化社会を受け入れながら、行政区再編と連動し、公共施設の見直しも不可欠だと思います。

私の地元の会議で印象に残った地元の人の発言を紹介しますが、屋根の構造に問題があり、修理しても果たしてどうかとの発言や、この施設を維持するのに1世帯当たりどのくらい負担すればいいのだろうか、子どもや次の世代にこの負担を負わせたくないという意見もありました。

今までの状態であり続けるのであれば、地元の維持管理費が大きな負担となり、市内公共施設の修繕・維持管理の公平性の観点からも、みんなで築く、300万円の地域づくり事業では到底対応できるものではないと思われま

す。日本は今、1,212兆円もの借金を抱え、経済成長発展時代の予算が潤沢な時代は、遠い過去のものとなりました。

建物行政や老朽化による維持管理費の増大などが批判される中で、幸いにも、この地区には同じ敷地内に生活改善センターがあり、集会施設の機能は確保されています。私の悪い頭の記憶では、取りまとめの会議の中で、地元からの

異議の声はありませんでしたし、逆に、地域の方は、一定の方向性が出て次に進めることができるという雰囲気を感じました。そして、それを踏まえ、市民協働課は3月に3月議会に提案することも説明され、地元参加者の方は納得したと思っています。

古きよき時代に浸ることは自由ですが、現実を見定め、将来を想像すれば、おのずと、答えは出てきます。

とにもかくにも、地元自治会と地連協が同意していることによりこの条例案が提出されていることを、ぜひとも御理解を頂きたいと思えます。でなければ、何のための合意形成であったのか、地域の会議の在り方が問われ、混乱する事態につながりかねません。

以上のことから、地域の意向に沿った条例改正案でありますので、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、委員長報告への賛成討論、原案に対する反対討論ありませんか。4番佐々木敦緒君。

〔4番佐々木敦緒君登壇〕

○4番（佐々木敦緒君） 私は、議案第3号遠野市民センター条例の一部を改正する条例案原案に反対討論をいたします。

本事業は、中山間地域農村活性化総合整備事業、中斉地区事業費約10億円を投じて、平成2年度から、たばこ畑、ワサビ等の圃場整備、多目的集会施設、ワサビ加工実習施設などの整備を行ったもの。

多目的集会施設、中斉ふれあいセンターは、地域のシンボルとして、鉄筋コンクリート造り、特産品のワサビの品評会、販売会、バレーボール大会、敬老会、中斉百姓踊りなど郷土芸能伝承活動、わら細工など郷土文化の継承活動、結婚相談所などの目的を担い、耐用年数は残っています。

同施設は、指定緊急避難所にも指定され、以前は、中斉自治振興会が、この施設での様々な活動を企画し、実践していました。中斉自治振興会とは、中斉小学校が達曽部小学校に統合後、

現在の達曽部5・6・7区の行政区が旧中斉小学校学区でまとまった自治会であった。平成17年の市村合併で、市の指導により5・6・7区がそれぞれに分割され自治会が構成となり、それ以来、地域は疎遠となっていました。それが、行政区の再編案により、皮肉にも、また5・6が1つのくくりに戻り、新たな3区以前の中斉自治振興会でのまとまりとなる。

したがって、市は、この中斉ふれあいセンターを新たな行政区自治会の核として位置づけ、活動するよう指導するのが、本来の業務ではありませんか。

私は、4年前、市民協働課の課長に、雨漏り修繕の相談をした記憶があります。そのとき、これは市の施設、市では物置にするか取壊しの計画。修繕はしないと、きっぱりと言われた。その後、遠野市公共施設等総合管理計画から、同施設地元自治会に移譲もしくは解体を検討が分かった。私は、これをただすため、令和3年9月市議会で一般質問を行いました。

前市長の指示か、令和3年9月21日に突然、市民協働課から地域への説明会が開催された。地元自治会長に、自治会に移譲もしくは解体の検討を進めるとの説明。その後も、二度ほど地域説明会の案内にも、三度でしたか。案内にも、地域民はもう何をお話ししても聞いていただけない諦めからか、地域の参加者は10名ほどでありました。

説明では、「雨漏りの修繕には地域から負担が伴う」と、市からは譲歩がない。なぜ行政財産に地域で負担するのか理解ができない。地域では高齢者世帯が多く、寄附金が集まるか。また、老朽後の解体費を後継者に残すべきではない。市消防の査察で、雨漏りにより漏電のおそれがありとされ、ブレーカーはオフの状態でも電気がつかない。修繕ができないのであれば、残念ながら現状で使用するしかない、市へ文書回答をしたと思っています。

文書には雨漏りの修繕も、修繕要望も記載したと思っていますが、蹴られたと記憶します。

地域では決して、納得してのものではない、

私はそう受け止めています。また、条例の改正まで地域では理解していない、そう思います。

中斉ふれあいセンターは行政財産。これをなぜ、今議会に、普通財産にしようとの条例改正案を上程するか。私は、行政財産は、法律により、市消防の査察が義務と認識する。普通財産であれば、これがない。したがって、雨漏りや誘導灯など、市での修繕の責任逃れが目的としか思えない。

行政区再編を進める今、市は地域に寄り添い、再編後の地域活性化を先に考える大事なとき。同施設を、地域での、地域の福祉での活用及び民間への委託、移譲等も検討され、地域とよく相談して、それからの相談であれば、提案であれば、地域も議会も同意するのではなかろうか。

地域と遠野市の活性化を念頭に置いて、是々非々で判断すれば、今、条例を改正する必要性が見つからず、本案の提出は時期尚早と考えることから、私は、同条例の改正案に反対するものであります。皆様の御賛同、お願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、委員長報告に対する反対討論ありませんか。7番菊池美也君。

〔7番菊池美也君登壇〕

○7番（菊池美也君） 私は、原案に対して賛成の立場から、すなわち委員長の報告に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

残念ながら、日本の少子化は、止まりません。少子化が止まらない以上、それを前提として、仕組みをつくり変えていかなければなりません。

人口減少社会を俯瞰し、戦略的に縮むことが、求められます。拡大して数字が伸び続けることこそがよいことであり、縮むのは悪いこと、このような概念が強くあります。縮むということは、決して「負け」や「衰退」を意味するものではありません。要は、そのやり方です。

集会施設の管理も、そのとおり。宮守町達曽部44地割81番地の4の1筆の土地の中に、中斉ふれあいセンターと中斉生活改善センターが並んで立っています。2つの行政財産の距離は10メートルも離れておらず、原案のとおり、市民

センター条例から、ふれあいセンターの項を削ったとしても、隣に残る生活改善センターが地域のよりどころの機能を持続し、地域住民が不便を来すことは決してありません。

今回の市民センター条例の改正議案は、宮守達曾部中斉ふれあいセンターを廃止する提案です。「廃止」という表現から、委員会では、施設の解体の時期等に関する質疑や、条例から除かれた後の利用計画についての質疑が中心でありました。

しかし、今回の条例改正は、地方公共団体の財産の管理上、当然のしるべき手順です。行政目的を終えた財産は、普通財産として、民間活用を含めた新たな利用方法が検討されることとなります。まさに、次のステップに向け、今後の施設のありようを検討するために、行政財産を普通財産に切り替える、その必要な手続であります。

今回の提案は、地元の意向に沿って、行政の立場で、丁寧にプロセスを進めているものでございます。また、ふれあいセンターは補助金を活用し建設したのですが、法の利用制限期間等は、とうに経過しております。法令違反には当たらないことも、もちろん、申し添えさせていただきます。

本件について重要なのは、地域の意向を尊重することではないでしょうか。建物管理の将来にわたる地区民の負担を減らし、地域活動に注力してもらうことこそが、望まれていることと考えます。

地区協議の結論は、これまでの利用状況、そして今後の利用が見込まれない現状から、管理経費の地域負担、改修時の地域負担を次の世代に引き継ぐことはできないと御判断なされたものでございます。これから、10年もたたないうちに、市民の3人に1人は高齢者となります。増えるのは80歳以上、しかも独り暮らしが多数を占めるようになります。集落を何とか次の世代に引き渡していくために、ふれあいセンターを手放すことの結論を導き出した、地域の皆様

の勇気と覚悟、自治意識を尊重し、原案賛成の

立場で、委員長報告への反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） 続きまして、委員長報告に対する賛成討論ありませんか。8番萩野幸弘君。

〔8番萩野幸弘君登壇〕

○8番（萩野幸弘君） 私は、議案第3号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員長の下した判断に賛成をする、いわゆる上程案に反対の立場ということで討論をさせていただきますが、これは決して、その上程した中身について一方的な反対というわけではなく、さらに熟議が必要であるという判断の下での、反対討論とさせていただきます。

これまでの討論を伺っておりまして、何が本当なのか、ますます分からなくなりました。私としては、やはり地域の意向がどうであるか、これがまず第一義であります。そして、遠野市にとって何が最善であるか、そういったことも考えなければなりません。

もちろん、一般質問等で私も、市の財産、もう一度見直すべきではないかという議論もさせていただきました。しかし、有効に活用されているものであれば、それは残すべきですし、それが実際この中斉のこの建物に関してどうなのか、これは地域住民にとっても、一番重要な問題であると思います。

そういうことを考慮いたしますと、現段階では、いわゆる決議で、多数決でいえば同数、つまり議会の原則でいえば現状維持の法則が求められます。一度差戻しをして、もう一度、しっかりと判断をして、最終的な結論を下すことが、重要と考えます。そういう意味で、今回は否決というところに私は賛同するものであります。議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、委員長報告に対する反対討論ありませんか。17番佐々木大三郎君。

〔17番佐々木大三郎君登壇〕

○17番（佐々木大三郎君） 私は、議案第3号

に賛成の立場で討論を行います。

まず、当局から提案された、市民センター条例の一部を改正する条例の制定内容は、中斉ふれあいセンターの廃止について賛否を問うものであります。この賛否の判断に当たって大切なことは、地元自治会の集約意見を尊重すべきであると、私は認識いたします。

当局の説明では、地元自治会の集約意見は、隣接する生活改善センターを集会所として使用可能であること、並びに中斉ふれあいセンターを使用することによる維持管理費の発生を回避したいというような思いから、中斉ふれあいセンターへの廃止はやむを得ないというものであったと思います。

また、行政財産から普通財産に変更することにより、市から無償での借受けが可能になり、不要になった際には市の責任の下で処分するというのを、明確に、述べられております。

加えて、私の認識は、常々、一般質問でもずっと訴えてまいりましたが、少子高齢化と人口減少が進む中で、市内148カ所の集会所施設は、可能な範囲内での集約と有効活用により、健全財政の維持に努めなければならないという思いでおります。

以上から、地域づくりを進める上で、集会所の見直し・改善は、これからは避けて通ることのできない課題であるというふうに思います。同僚議員の皆さんには、当地域の現状と中斉地区の集約意見を、ぜひ、御理解の上で、御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） 続きまして、委員長報告に対する賛成討論ありませんか。14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君） 私は、原案に反対の立場で討論をいたします。

私になぜ反対しますかというのと、提案理由等を聞いていまして、やはり、去年から始まった「小さな拠点による地域づくり」、こういう新たなその行政運営の仕組みが出てきた。また、それ自体も、地域に対する説明、そういった同

意、そういったものに不足があったと、私はそれを感じて、もっと地域に入っていく、地域と一緒にという行政の存在を求めたかった。だから、一般質問で2回も、前市長にも今回の市長にも、質問している。そういった中で、現市長は、やはり行政は地域と、地域の同伴者にならなきゃない、そう言っています。

ここで、さっきの説明、反対討論、いろんな討論を聞いていまして、合意ができたと言っていまして、説明会には10人ほどしか出席していない、そういう現実もあるんだと。そういうところの説明も何にもなくて、「説明した、だから合意できた」、そういうところに無理があると私は思うんですよ。

「小さな拠点づくり」こそ、少子高齢化、この方向に沿って、地域が元気になっていくための、仕組みじゃないですか。ここで踏ん張って、行政も地域も一緒になってという部分を、もっと、つくっていかなきゃない。そのための、ここが一つの試金石じゃないかと。

改めて、地域づくり、もっと真剣に取り組んでもらいたい。そういう思いで、この案に対しては、差戻しをして再検討して上程してもらいたい、そういう思いで反対します。よろしくお願ひします。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、委員長報告に対する反対討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 続きまして、委員長報告に対する賛成討論ありませんか。10番多田勉君。

〔10番多田勉君登壇〕

○10番（多田勉君） 私も、委員長報告に賛成の立場、いわゆる上程されている議案に反対の立場で討論をいたします。

昨日の審査委員会、そしてまた本日のそれぞれの賛成討論、反対討論の内容を聞いていますと、それぞれの思いが、感じて、感じ取りました。

しかしながら、遠野市の公共施設等管理計画、これは、私が何年か前に一般質問をした中で、

遠野市内の施設の在り方を具体的に検討するために、その計画の整理をすべきだという質問をしてまいりました。その結果、担当職員の皆さんは市内の公共施設の集約を、いろいろな状況を把握しながら、今の公共施設の管理計画ができたというふうに理解しております。その上に立って今のような議論をされているわけですが、昨日までの当局の提案を聞いていますと、市民協働課のみの立場からの上程と説明であります。

普通財産にする。それも、私は反対するものではありませんけれども、遠野市のこれからの公共施設を管理運営していく中で、普通財産に移行した後の担当部署、あるいは、昨日の委員会でも同僚委員が発言しておりましたけれども、当施設は中斉地区の緊急避難所として指定をされております。そこが今現在、雨漏りの状態、あるいは電気が送通電されてない状況、そういった危機管理の部分の部署のすり合わせが、全く昨日までの質疑応答では見えてまいりませんでした。私は、市の普通財産への移行に対しては何ら反対するものではありませんけれども、そういった提案の姿勢、我々は市民の代表でありますので、そういった理解を得れるようなすり合わせ、提案をしていただきたいというのが、私の思いであります。全てに反対ということではないということを十分、当局の皆さんには理解していただきたい。

そして、なおかつ、委員長報告に反対の立場の意見もありますが、これも、そのとおりであります。地域の意向、総意、大事であります。

そのために、今後の普通財産という姿の在り方、それから救急避難所としての在り方、そういったものの庁内調整を十分に図りながら、次の議会に再度御提案をしていただきたい、そういう思いを持って、私は、今回の上程案には賛成をしかねるという立場で反対討論とさせていただきます。議員各位の、公共施設、これからの課題を十分に理解した上での御賛同を賜りますようお願いして、討論といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、委員長報告に対

する反対討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 続きまして、委員長報告に対する賛成討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第3号については、分離して採決いたします。

議案第3号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。採決は、表決システムにて行います。本案に対する委員長報告は、否決であります。したがって、原案について、採決します。議案第3号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で、表決を締め切ります。採決を確定いたします。

賛成少数であります。よって、議案第3号は否決されました。

これより、議案第1号令和3年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて、議案第2号令和3年度遠野市一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて、及び議案第4号遠野市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第12号令和3年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号）までの11件を一括して討論に入ります。

反対討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第1号と議案第2号、議案第

4号から議案第12号までの11件を一括して採決いたします。採決は、表決システムにて行います。各案件の委員長報告は、可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で、表決を締め切ります。採決を確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第1号と議案第2号及び議案第4号から第12号までの11件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。3月5日から3月10日までの6日間は、休日及び委員会審査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、3月5日から3月10日までの6日間は休会することに決しました。

散 会

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時44分 散会

